

12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
(1) 科学技術	<p>○科学技術分野における女性の参画の拡大</p> <p>①男女共同参画会議と総合科学技術会議の連携を強化し、科学技術基本計画等に目標を設定するなど、男女共同参画の視点を明確に位置付ける。</p> <p>②国及び地方公共団体における科学技術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p>	<p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>	<p>○ 第3期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)において、女性研究者がその能力を最大限に発揮できるようにするため、研究と出産・育児等の両立に配慮した措置を拡充することや、各機関に専攻毎に、女性研究者の採用の数値目標(自然科学系全体として25%)を設定し、その目標達成に向けて努力するとともに達成状況を公開するなど、女性研究者の積極的採用を進めるための取組を期待していることなどを明記。(内閣府)</p> <p>○「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を毎年取りまとめ公表(内閣府)</p> <p>○「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(毎年実施)において、審議会等委員への女性登用状況について調査・情報提供を実施。(内閣府) 【審議会等の委員の女性比率】(平成19年4月1日現在) 都道府県: 32.6% 政令指定都市: 29.7 市区: 23.6% 町村: 18.4%</p>	<p>○ 来年度(平成20年度)実施予定の第3期科学技術基本計画の詳細なフォローアップにおいて、状況の把握を行う予定。(内閣府)</p> <p>○ 引き続き実施(内閣府)</p> <p>○ 今後とも継続して、調査・情報提供を実施。(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>③企業・教育研究機関、その他各種機関・団体等の女性参画のための自主的な取組の奨励及び支援を行う。各機関等に対し、数値目標の設定及び達成度の評価・公開等も併せて行うよう協力を要請する。</p> <p>○女性研究者の採用・登用、機会の確保、勤務環境の整備等</p> <p>④女性研究者の採用の促進を図るため、総合科学技術会議基本政策専門調査会の報告に示された目標値(各研</p>	<p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>	<p>○ 第3期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)において、女性研究者がその能力を最大限に発揮できるようにするため、研究と出産・育児等の両立に配慮した措置を拡充することや、各機関に専攻毎に、女性研究者の採用の数値目標(自然科学系全体として25%)を設定し、その目標達成に向けて努力するとともに達成状況を公開するなど、女性研究者の積極的採用を進めるための取組を期待していることなどを明記。(内閣府)(12(1)①に前掲)</p> <p>○ 各都道府県・政令指定都市教育委員会、国公立大学に対し政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関する協力を要請する内閣府特命担当大臣名の文書等を送付し、女性参画のための取組を一層推進するよう依頼。(文部科学省 平成18年9月7日)</p> <p>○ 「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)中に具体的な目標値を設定。また、「科学技術振興のための制度改革」(平成18年12月25日総合科学技術会議決定)の中で、育児をしながら女性が十分の研究活動ができ、また、出産・育児に伴う中断を研究者としてのキャリアのマイナスとさせないため、研究者のライ</p>	<p>○ 来年度(平成20年度)実施予定の第3期科学技術基本計画の詳細なフォローアップにおいて関係府省の協力の下、状況の把握を行う予定。また、制度改革についてはH19年度中にフォローアップを行う予定。(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>研究組織毎に、当該分野の博士課程（後期）における女性割合等を踏まえつつ、自然科学系全体として25%（理学系20%、工学系15%、農学系30%、保健系30%）を目安とし、各研究組織毎に、女性研究者の採用の数値目標の設定、達成のための努力、達成状況の公開などが行われることを期待する。国は、各大学や公的研究機関における取組状況や職階別の女性割合等を把握し、公表する。</p> <p>⑤女性研究者・技術者等の採用・登用やプロジェクト参加等の機会を確保するための性別や年齢により不当に差別しない人事等の推進、勤務環境の整備等を行う。</p>	<p>文部科学省、関係府省</p>	<p>フワークにあわせた制度や政策を提言。（内閣府）</p> <p>○ 女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、「女性研究者支援モデル育成(科学技術振興調整費プログラム)」により、大学等において研究環境の整備など研究と出産・育児を両立しつつ研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる取組を支援。（平成18年度～ 文部科学省）</p>	<p>○ 来年度（平成20年度）実施予定の第3期科学技術基本計画の詳細なフォローアップにおいて関係府省の協力の下、状況の把握を行う予定。また、制度改革についてはH19年度中にフォローアップを行う予定。（内閣府）</p> <p>○ 女性研究者の採用の数値目標の達成状況については、平成20年度に状況の把握を行う予定。また、各大学における教員の採用状況について把握する予定（文部科学省）</p> <p>○ 引き続き実施予定（文部科学省）</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑥国が関与する提案公募型研究事業等の審査員への女性の登用を積極的に進める。</p> <p>⑦短時間勤務を含む各機関等における柔軟な勤務体制の導入、育児休業取得に係る研究中断後の再開のための支援措置、託児施設の整備など、研究と出産・育児等の両立支援策に取り組む。</p> <p>⑧女性研究者の積極的な採用・登用のための目標設定と方策、研究と出産・育児等の両立支援策を含む勤務環境の整備等について、他のモデルとなるような取組を行う大学や公的研究機関等に対する支援等を行う。</p>	<p>文部科学省、関係府省</p> <p>文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>	<p>○ 審査員の選考に関する規程に、候補者の選考に際しての留意点として「女性研究者の配慮」をあげ、審査員への女性の登用を進めている。(文部科学省)</p> <p>○ 科学研究費補助金においては、育児休業に伴い研究を中断する女性研究者等を支援するため、中断の後の研究の再開を可能としており、その周知を着実に図るとともに、平成18年度からは「年複数回応募の試行」により、産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、通常の応募受付(例年11月締め切り)ができなかった女性研究者等への便宜を図っている。(文部科学省)</p> <p>○ 「科学技術振興のための制度改革」(平成18年12月25日総合科学技術会議決定)の中で、育児をしながら女性が十分な研究活動ができ、また、出産・育児に伴う中断を研究者としてのキャリアのマイナスとさせないため、研究者のライフワークにあわせた制度や政策を提言。(内閣府)</p> <p>○ 女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、「女性研究者支援モデル育成(科学技術振興調整費プログラム)」により、大学等において研究環境の整備など研究と出産・育児を両立しつつ研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる取組を支援。(平成18年度～ 文部科学省)</p>	<p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○ 引き続き、研究と出産・育児等の両立支援策に取り組む予定。(文部科学省)</p> <p>○ 平成20年度より戦略的創造研究推進事業において出産・子育て等支援制度を実施予定。(文部科学省)</p> <p>○ 今後総合科学技術会議において、「科学技術振興のための制度改革」(平成18年12月25日総合科学技術会議決定)に掲げられた提言のフォローアップを行う予定。(内閣府)</p> <p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>⑨医師・技術者等の研究を主とする者以外の科学技術関係人材についても、その分野の特性や実情等を踏まえた上で、仕事と出産・育児等の両立支援策等に取り組む。</p> <p>○女性若年層の理工系分野の選択の促進</p> <p>⑩女子高校生等女性若年層の理工系への関心・理解を高めるため、本人及びその進路選択に影響力のある親・教師をも対象にした女性研究者等のロールモデル情報の提供、科学技術の理解増進事業を推進する。</p>	<p>厚生労働省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>	<p>○ 女性医師のライフステージに応じた多様な就業を支援するため、女性医師バンクを設置し、再就業の相談・斡旋等を行う医師再就業支援事業を実施(厚生労働省 平成18年度～)</p> <p>○ 女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施(内閣府 平成17年度～)(3(1)ア⑦に前掲)</p> <p>○ 女子中高生の理系進路選択支援事業(文部科学省 平成18年度～)(3(1)ア⑦に前掲)</p> <p>○ 「女性のキャリア形成支援プラン」において、科学技術分野への進路選択支援に関する先進事例の調査・提供等を行い、社会教育関係者などに向けた取組のモデルプログラム事例集を作成することなどにより、女性の多様なキャリア形成支援の取組の充実。(文部科学省 平成18年度)(3(4)オ①に前掲)</p>	<p>○ 引き続き、実施を予定。(厚生労働省)</p> <p>○ 引き続き実施予定(内閣府)</p> <p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○統計データの整備</p> <p>⑪研究者・技術者及び研究補助者等に係る男女別の実</p>	<p>総務省、文部科学省、関係</p>	<p>○「男女共同参画社会に向けた教育・学習支援に係る特別調査研究」において、教育・学習面の充実、新たな取組を必要とする分野における取組等、喫緊の課題に対応するため、どのような支援が必要とされているか特別調査研究を実施し、その成果を普及。(平成19年度～)(文部科学省)(3(4)オ①に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館においては、文部科学省からの受託事業として、男女共同参画学協会連絡会、日本学術会議「科学力増進分科会」との共催で、全国の女子高校生を対象として、科学技術分野への進路選択を支援することを目的に「女子高校生夏の学校」を開催。(文部科学省 平成17年度～)(1(3)⑤に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 17年度～)(1(3)⑤に前掲)</p> <p>○毎年、科学技術研究調査において女性の研究者、研究補助者、技能者、研究事務その他の関係者数を調査。(総務省)</p>	<p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>態把握とともに統計データを収集・整備し、経年変化を把握する。</p> <p>○ネットワークの構築等</p> <p>⑫女性研究者及び女性若年層に対する支援情報等のワンストップ・サービス化など、科学技術分野における情報ネットワーク環境の整備に努める。</p> <p>⑬研究機関の管理職等を対象とした男女共同参画のための意識啓発活動を行うとともに、男女共同参画の推進のためのネットワーク形成支援、メンター(先輩の助言者)制度の導入及び相談窓口の活用促進等に努める。</p>	<p>府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p> <p>内閣府、文部科学省、関係府省</p>	<p>○「大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査」(文部科学省 平成18年度～)</p> <p>○女子中高生の理系進路選択支援事業(平成18年度～)(文部科学省)(3(1)ア⑦に前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 17年度～)(1(3)⑤に前掲)</p> <p>○男女共同参画週間(6月23日～29日)の実施(全国会議、様々な媒体による広報活動)(内閣府 平成13年度～)</p> <p>○男女共同参画推進連携会議の開催(内閣府 平成8年～)</p> <p>○女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、「女性研究者支援モデル育成(科学技術振興調整費プログラム)」により、大学等において研究環境の</p>	<p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○引き続き男女共同参画週間等を通じて広報啓発活動を実施。(内閣府)</p> <p>○議員間のネットワークを強化し、情報及び意見の交換や広報・啓発を積極的に行うこと等によって男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進(内閣府)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
			整備など研究と出産・育児を両立しつつ研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる取組を支援。(平成18年度～ 文部科学省)	
(2)防災(災害復興を含む)	<p>○防災分野における女性の参画の拡大</p> <p>①防災基本計画に規定した男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地方公共団体に対して地域防災計画に規定するよう要請する等、その推進を図る。</p> <p>②防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p> <p>○防災の現場における男女共同参画</p> <p>③防災における女性高齢者等の被災が多いため、防災</p>	<p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、関係府省</p>	<p>○ 都道府県が作成する地域防災計画の修正に関する内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づき、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう都道府県に要請。(内閣府)</p> <p>○ 都道府県が作成する地域防災計画の修正に係る内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づいて、男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地域防災計画に規定するよう要請。(総務省)</p> <p>○ 中央防災会議の委員(学識経験者のみ)及び専門委員について、女性委員の割合を高めるよう取組を実施。(内閣府) <女性委員の割合>(平成19年11月8日現在) ・中央防災会議委員(学識経験者のみ) 4人中1人 ・中央防災会議専門委員 63人中10人</p> <p>○ 高齢者等の災害時要援護者に対する情報提供や連絡体制などの支援について、その指針となる「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成(平成18年3月</p>	<p>○ 引き続き、都道府県が作成する地域防災計画の修正に関する内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づき、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう都道府県に要請。(内閣府)</p> <p>○ 今後とも実施予定。(総務省)</p> <p>○ 引き続き実施(内閣府)</p> <p>○ 自然災害による「犠牲者ゼロ」を目指して、災害時要援護者対策の促進を図るため、実務に携わる地方公共団体の職員等を対象に先進的な取組事例の発表、避</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。</p> <p>④地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。</p> <p>⑤地域コミュニティにおける防災活動の意義は大きく、男女の参画や災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程</p>	<p>内閣府、総務省</p> <p>内閣府、関係府省</p>	<p>改訂)。また、その手引きとなる「災害時要援護者対策の進め方について」を平成19年3月に作成。それぞれ、各都道府県を通じて市町村へ周知。平成19年度は、各地方公共団体へのガイドライン等の浸透を図るため、石川県と東京都でシンポジウムを開催。また、普及啓発ビデオを作成し、全国の自治体や関係団体に配布。(内閣府)</p> <p>○ 都道府県が作成する地域防災計画の修正に関する内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づき、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう都道府県に要請。(内閣府)(12(2)①に前掲)</p> <p>○ 都道府県が作成する地域防災計画の修正に関する内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づき、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう都道府県に要請。(内閣府)(12(2)①に前掲)</p>	<p>難支援プランモデル計画の説明などを行う全国キャラバンを展開する。(内閣府)</p> <p>○ 引き続き実施(内閣府)</p> <p>○ 地域防災計画修正と各種災害対応マニュアル作成では、国の関与について法的性格が異なることに留意しつつ、男女共同参画の推進と地方分権の推進の両方の視点から、適切に対処。(総務省)</p> <p>○ 引き続き実施(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。</p> <p>⑥災害復興に当たるボランティア、NPO、NGOとの連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた復興支援が行われるよう努める。</p> <p>⑦消防職員・警察官・自衛官等について、防災の現場に女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用の段階も含め留意する。また、その職業能力の向上についても配慮する。</p> <p>⑧消防団における女性の活躍を促進し、全国の女性消防</p>	<p>内閣府、関係府省</p> <p>警察庁、総務省、防衛省</p> <p>総務省</p>	<p>○ 都道府県が作成する地域防災計画の修正に関する内閣総理大臣への協議において、防災基本計画に基づき、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について地域防災計画に規定するよう都道府県に要請。(内閣府)(12(2)①に前掲)</p> <p>○ 消防庁では、女性消防職員の採用促進、職域拡大、庁舎等の環境整備、採用に係る留意事項について、通知を発出しており、女性消防吏員数は人数(⑰2,053人→⑱2,207人)及び構成率(⑰1.33%→⑱1.42%)ともに増加。(総務省)</p> <p>○ 平成18年7月に「防衛省における男女共同参画に係る基本計画」を策定し、女性自衛官に係る取組「イ 災害派遣や国際平和協力活動への活用」中「引き続き、災害派遣及び国際平和協力活動における女性自衛官の活用を図る。」と規定。(防衛省)</p> <p>○ 消防庁では、ポスター・パンフレット等の広報活動を始め、女性消防団員の入団促進等について、地方公共団体に対して通知を発出するとともに、地域防災計画</p>	<p>○ 引き続き実施(内閣府)</p> <p>○ 女性消防職員職域拡大のための望ましい職場環境等について検討会を開催予定(平成19年度)。(総務省)</p> <p>○ 災害派遣時等におけるニーズに基づき、女性による対応が望まれる分野への女性自衛官の更なる活用を図る。(防衛省)</p> <p>○ 消防庁では、今後とも引き続き、広報活動や通知等により女性消防団員の入団促進を推進していく予定(総務省)。</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>団員を将来的に10万人以上にする。 (平成16年1.3万人)</p> <p>○国際的な防災協力における男女共同参画等</p> <p>⑨「防災協カイニシアティブ」に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。</p>	<p>外務省、 関係府省</p>	<p>に規定するよう要請しており、女性消防団員は人数(⑰)13,864人→(⑱)14,665人)及び構成率(⑰)1.53→(⑱)1.63)ともに増加。(総務省)</p>	
<p>(3)地域おこし、まちづくり、観光</p>	<p>○地域おこし、まちづくり、観光分野における女性の参画の拡大</p> <p>①地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p> <p>○学習機会の提供、意識啓発等</p>	<p>内閣府、 国土交通省</p>		<p>○ 地域おこし等に意欲があっても実際の行動に結びつかない女性が多い現状を改善し、同分野における女性の活躍を促進するため、地域おこし等に興味にある女性を実際に活躍している女性(アドバイザー)にマッチングし、小規模な経験交流会を全国各地で開催した後、その成果を広く普及する予定。また、地域おこし等における女性の活躍する事例を調査する予定。(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>②地域おこしに関する自主的学習グループへの支援など、男女の学習機会を確保する。</p> <p>③地域おこし、まちづくり、観光に関する女性の人材育成、男女共同参画についての意識啓発を行う。</p> <p>④女性が参画した地域づくりの優良事例の普及、コーディネーター等の派遣などによる各地の自主的な取組への支援等を実施する。</p>	<p>内閣府、文部科学省、国土交通省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>	<p>○「女性のキャリア形成支援プラン」において、女性が様々な学習や活動等の成果を活かして男性と共に地域社会の方針決定の場へ参画するための資質や能力の向上を図るモデル事業を行い、その成果の普及を図る。(文部科学省 平成17年度～18年度)(10(2)ア①に前掲)</p> <p>○女性のイニシアチブによる地域おこしのロールモデルの確立を図るため、事例となり得る地域・集団について、アドバイザー・コーディネーター・専門家等の派遣により、地域おこしに取り組む模様のドキュメンタリー・ビデオを作成し、モデルとして情報発信(内閣府 平成17年度～平成19年度)</p>	<p>○地域おこし等に意欲があっても実際の行動に結びつかない女性が多い現状を改善し、同分野における女性の活躍を促進するため、地域おこし等に興味にある女性を実際に活躍している女性(アドバイザー)にマッチングし、小規模な経験交流会を全国各地で開催した後、その成果を広く普及する予定。また、地域おこし等における女性の活躍する事例を調査する予定。(内閣府)</p> <p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○地域おこし等に意欲があっても実際の行動に結びつかない女性が多い現状を改善し、同分野における女性の活躍を促進するため、地域おこし等に興味にある女性を実際に活躍している女性(アドバイザー)にマッチングし、小規模な経験交流会を全国各地で開催した後、その成果を広く普及する予定。また、地域おこし等における女性の活躍する事例を調査する予定。(内閣府)</p> <p>○地域おこし等に意欲があっても実際の行動に結びつかない女性が多い現状を改善し、同分野における女性の活躍を促進するため、地域おこし等に興味にある女性を実際に活躍している女性(アドバイザー)にマッチングし、小規模な経験交流会を全国各地で開催した後、その成果を広く普及する予定。また、地域おこし等における女性の活躍する事例を調査する予定。(内閣府)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○地域におけるネットワークの構築</p> <p>⑤男女共同参画の視点も踏まえ、地域おこし、まちづくり、観光に関し、地域活動、NPO活動等のネットワークの構築や、異業種間を含む幅広いスタイルの連携活動を推進する。</p>	内閣府		<p>○ 地域おこし等に意欲があっても実際の行動に結びつかない女性が多い現状を改善し、同分野における女性の活躍を促進するため、地域おこし等に興味のある女性を実際に活躍している女性(アドバイザー)にマッチングし、小規模な経験交流会を全国各地で開催した後、その成果を広く普及する予定。また、地域おこしにおける女性の活躍する事例を調査する予定。(内閣府)</p>
(4)環境	<p>○環境分野における女性の参画の拡大</p> <p>①環境保全分野での政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。</p> <p>②環境に係る意思決定には科学技術、経済、法律、及びその他の自然環境関連分野の専門知識が必要となるが、大学で当該分野を専攻する女性は少数にとどまっているので、科学技術、経済、法律等への女性若年層の関</p>	<p>内閣府、環境省</p> <p>内閣府、文部科学省</p>	<p>○ 平成18年度以降22年度までの採用者全体に占める女性の割合が全体として30%となることを目標に、各年度の採用者に占める女性の割合について、I種、II種、III種のそれぞれに関して、30%となることを目安とした採用に努める。(環境省)</p> <p>○ 女性高校生等の理工系分野の進路選択を支援するため、WEBサイト、パンフレット及び地域との連携による事業等による情報提供・意識啓発キャンペーンを実施(内閣府 平成17年度～)(3(1)ア⑦に前掲)</p> <p>○ 独立行政法人国立女性教育会館においては、文部科学省からの受託事業として、男女共同参画学協会連絡会、日本学術会議「科学力増進分科会」との共催で、全国の女子高校生を対象として、科学技術分野への進路選択を支援することを目的に「女子高校生夏の学校」を開催。(文部科学省 平成17年度～)(1(3)⑤に</p>	<p>○ 計画に基づき、目標を達成するよう取組を実施。(環境省)</p> <p>○ 引き続き実施予定(内閣府)</p> <p>○ 引き続き実施予定(文部科学省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>心と理解の向上のための啓発活動を推進する。</p> <p>○環境保全活動への参画の支援</p> <p>③環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境学習の推進やNGO、NPO活動の支援等を図る。</p>	<p>文部科学省、環境省</p>	<p>前掲)</p> <p>○独立行政法人国立女性教育会館「女性のキャリア形成支援サイト」において、研究者・技術者、NPOリーダーなど多様な女性のロールモデル事例等を提供。(文部科学省 平成17年度～)(1(3)①に前掲)</p> <p>○社会教育施設が中核となり、地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施。(文部科学省 平成16年度～18年度)(10(2)ア⑧に前掲)</p> <p>○国民、企業、NPO、行政等各主体の環境パートナーシップを促進するため、地球環境パートナーシッププラザ/地方環境パートナーシップオフィスのホームページ等による情報提供、交流の場の提供を実施。(環境省)</p> <p>○地球環境基金によるNGO・NPO活動への支援を実施。(環境省) ※地球環境基金助成実績 平成17年度:202件、総額約7億円 平成18年度:170件、総額約5億8千万円</p> <p>○環境カウンセラー事業により、地域において環境保全に取り組む人材の活用を支援。(環境省) ※環境カウンセラー人数</p>	<p>○引き続き実施予定(文部科学省)</p> <p>○地球環境パートナーシッププラザ/地方環境パートナーシップオフィスのホームページ等による情報提供、交流の場の提供を引き続き実施するほか、イベント等を行う際には女性の参加に配慮する。(環境省)</p> <p>○引き続き、地球環境基金によるNGO・NPO活動への支援を実施。(環境省)</p> <p>○引き続き、環境カウンセラー事業により、地域において環境保全に取り組む人材の活用を支援。(環境省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>○国際的な対応</p> <p>④1992年に開催された「国連環境開発会議」(地球環境サミット)で採択された持続可能な開発の実現を目指す実施計画である「アジェンダ21」及びその国内行動計画である「『アジェンダ21』行動計画」を踏まえ、環境問題に関する取組については、事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を促進する。</p> <p>⑤2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(ヨハネスブルグ・サミット)で日本のNGOと日本政府が提案し、同年国連総会で採択された「国連持続可能な開発の</p>	<p>外務省、環境省</p> <p>外務省、文部科学省、環境省</p>	<p>平成17年度:4,126人(うち女性547人) 平成18年度:4,380人(うち女性595人)</p> <p>○環境問題に取り組む女性によるトークイベント(エコリユクス2007)等を開催。(環境省)</p> <p>○環境問題に関する取組を含め、あらゆる分野に関する取組を実施するに当たっては、女性の参画を促進するとともに、男女が平等に発言する機会を設ける等、公平性を確保。(外務省)</p> <p>○環境保全分野について、女性の参画の機会を提供するとともに、審議会の委員への女性の登用について、女性委員割合に関する目標の達成に向けて、取り組みを推進。(環境省)</p> <p>○2002年に、「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN: Basic Education for Growth Initiative)」を発表し、教育へのアクセスの拡大、質の向上、そしてマネジメントの改善の3点を重点項目として、学校施設建設といったハード面の支援と、理数科分野を中心とした教員訓練やカリキュラム改善、学校運営能力強化支援などといったソフト面での支援とを組み合わせた協力を実施。(外務省)</p>	<p>○今後とも様々な企画の中で、女性をターゲットとした環境問題の情報発信を行うこととする。(環境省)</p> <p>○引き続き、環境問題に関する取組を含め、あらゆる分野に関する取組を実施するに当たっては、女性の参画を促進するとともに、男女が平等に発言する機会を設ける等、公平性を確保。(外務省)</p> <p>○引き続き、環境保全分野について、女性の参画の機会を提供するとともに、審議会の委員への女性の登用について、女性委員割合に関する目標の達成に向けて、取り組みを推進。(環境省)</p> <p>○引き続きBEGINに基づき、教育分野への協力を実施。(外務省)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	担当府省	施策の実施状況及び関連統計等	今後の実施予定
	<p>「ための教育の10年」が2005年から開始されていることを踏まえ、「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取組と国際協力を積極的に推進する。その際、政府とNGOが密接に連携するとともに、政府においては、関係府省における横断的な推進体制を整備する。</p>		<p>○「持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議を開催し、平成18年3月、わが国における「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を策定。 (環境省、文部科学省)</p>	<p>○実施計画の着実な実施を図り、今後とも関係省庁と連携し、積極的に取り組む。(環境省)</p>